

# 個人情報保護法上の「開示の求め」の請求権性に関する 二つの判例集未登載裁判例の分析と改正個人情報保護法への影響

—東京地判平成 26 年 9 月 8 日（平成 26 年（ワ）第 4012 号）及び  
東京高判平成 27 年 5 月 20 日（平成 26 年（ネ）第 5348 号）—

板倉陽一郎<sup>†1</sup> 寺田麻佑<sup>‡2</sup>

改正個人情報保護法は「開示の求め」について請求権性があることを確認したとされるが、裁判例においては請求権性の有無は判断が分かれていた。請求権性を認める裁判例の論理が、改正法の条文等と整合的であるかどうかは、改正法の解釈にも影響をあたえるものであり、本稿ではこれを検討するとともに、改正法の解釈論を展開する。

## An Analysis of Two Cases that are Not Printed on the Casebook Regarding a Claim Applicability of ‘Request for Disclosure’ on the Act on the Protection of Personal Information and its impact on the Revised Act on the Protection of Personal Information —Tokyo District Court Decision on September 8<sup>th</sup>, 2014 (Heisei 26 Wa No. 4012) And Tokyo High Court Decision on May 20<sup>th</sup>, 2015 (Heisei 26 Ne No. 5348) —

YOICHIRO ITAKURA<sup>†1</sup> MAYU TERADA<sup>‡2</sup>

The Revised Act on the Protection of Personal Information is said to have confirmed that there is a right to claim for the "Request for Disclosure". However, court decisions were divided regarding the "Request for Disclosure". Whether the logic of the court decision which recognized the claim applicability is consistent with the provisions of the revised act or not may affect the interpretation of the amended act. Thus, this paper will analyze on the matter and consider the possible interpretation of the revised act.

### 1. 問題の所在

#### 1.1 従来議論

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）における「開示等の求め」の請求権性については、著者らにおいて研究会発表を行い[1]、平成 27 年改正後の個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法第 65 号）第 2 条による改正後の個人情報保護法、以下「改正個人情報保護法」という。）の制定議論の中で、「①開示等の求めの請求権性を「明確化する」規定と、②訴え提起前の裁判外請求を義務付ける規定が設けられる方向にある」のであれば、「①が確認的規定である以上、本人の権利が制限される方向での改正であることを注意しなければならない」ことを論じた[1]。

#### 1.2 改正個人情報保護法の規定

それでは、実際の改正個人情報保護法の条文はどうなったか。関連条文を以下に引用する。

（開示）

第 28 条第 1 項 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

（訂正等）

第 29 条第 1 項 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

（利用停止等）

第 30 条第 1 項 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 17 条の規定に違反して

<sup>†1</sup> 弁護士・ひかり総合法律事務所  
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

<sup>‡2</sup> 国際基督教大学教養学部准教授  
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

同第3項 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

（事前の請求）

第34条第1項 本人は、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

同第2項 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

同第3項 前二項の規定は、第28条第1項、第29条第1項又は第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

特に重要なのは事前の請求について定めた34条である。保有個人データの開示請求（28条1項）、訂正等請求（29条1項）、利用停止等請求（30条1項及び3項）を裁判上請求する前には、あらかじめ、裁判外で事前に請求を行い、請求が到達した日から2週間が経過していなければならないとした。これを満たさない訴え提起は、訴訟要件を欠くものであるから、訴え却下となる。

「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の骨子（案）」では、開示等の求めの請求権性について、

### 3.(7)開示等請求権の明確化

(ア)個人情報の本人が、個人情報取扱事業者に対して開示、訂正等及び利用停止等の請求を行う権利を有することを明確化する。

(イ)開示等の請求に係る訴えを提起する前に、個人情報取扱事業者に対して当該請求をしなければならないこととする。

と、されていたが、①あらかじめ、当該請求を行い、かつ、②その到達した日から2週間を経過した後、ということで、事前請求の他、2週間経過との要件が加わっており、「本人の権利が制限される方向」はより強化されていることとなる。

## 2. 個人情報保護法上の「開示の求め」の請求権性に関する二つの判例集未登載裁判例

このように、「開示の求め」の請求権性について改正個

人情報保護法の規律は「明確化」であると整理した以上、事前の請求の義務化は、本人の権利を制限するものであるということになる。

しかしながら、裁判例において「開示の求め」の請求権性が否定されてきたのであれば、「明確化」といいつつも、事実上、裁判所に請求権性を認めさせる効果があった。つまり、従来、裁判例が請求権性を否定してきた、という前提に立つと、請求権性を否定してきた裁判例は、解釈を誤ってきており、正しくは、「事前に請求した上で、2週間を経過すれば請求権性がある」と判断すべきだった、ということになる。2週間の経過、という具体的な期間は兎も角として（この2週間は、個人情報取扱事業者が判断するために必要な期間であり、技術的に設定されているものといえる）、法律上、当事者間で求められる紛争解決手段が一度は試行されることを要件とするのは、「法の空文化」を防ぐ必要があるという趣旨を認めるのであれば（条文解釈としてはかなり苦しいが）立法措置を含む「明確化」の内容としては、不可能ではないと思われる。

東京地判平成19年6月27日判時1978号27頁が、「仮に、本人が、法25条1項に基づいて個人情報取扱事業者に対する保有個人データの開示を裁判手続で請求することができる」と解釈すると、法が上記のとおり定めた当事者間における自主的解決手段や主務大臣による紛争解決手段によるよりも裁判上の請求の方が直裁であるとして、法の定めた紛争解決手段によることなく、直接裁判上の開示請求がされることになり、紛争解決手段に関する法の規定が空文化することにもなりかねない。」と述べていることとも、かろうじて両立する。事前請求によって、「法の定めた紛争解決手段」は一度尽くされているからである。

さて、個人情報保護法上の「開示の求め」の請求権性に関しては、これを認める趣旨と解される二つの判例集未登載裁判例が存在する。前稿[1]においても、東京地判平成25年9月6日判例集未登載（平成23年（ワ）第23268号）を、請求権性を肯定する裁判例として紹介したが、これは、「前記前提事実及び認定事実を前提に、本件情報を開示することにより、被告の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある（個人情報保護法25条1項2号）ということが出来るかについて判断する。… そうすると、本件情報は、これを開示することにより、個人情報保護法25条1項2号に規定する『業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある』ものであるということが出来る。…」として、例外事由を判断することにより、間接的に、請求権性を肯定していることが読み取れるものであった。しかしながら、本稿で検討の対象とする二つの判例集未登載裁判例は、いずれも、正面から請求権性の問題について検討しており、しかも、これを肯定するような内容を含んでいる。

以下、順に見ていった上で、考察を加える。

## 2.1 東京地判平成 26 年 9 月 8 日 (平成 26 年 (ワ) 第 4012 号)

### 2.1.1 事案の概要

原告が、被告 Y1 株式会社 (以下「被告 Y1」という。) 及び被告 Y2 株式会社 (以下「被告 Y2」という。) に対し、個人情報保護法 25 条に基づき保有個人データの開示を求め、同法 31 条に基づき苦情処理を求め、又は人格権に基づきこれらと同様の請求をした事案である。

被告 Y2 は、情報処理サービス業及び情報提供サービス業等を営む株式会社であり、被告 Y1 は、オンライン決済代行サービス業を営む株式会社である。原告は、被告 Y2 のアカウント (ID: ××) (以下「本件アカウント」という。) を有していたところ、株式会社 A が原告に対して開示した原告名義のカードショッピング利用明細表 (平成 22 年 6 月 24 日付) 及びご利用代金明細書 (平成 22 年 10 月 4 日付) には、平成 18 年 6 月 30 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、Y2 ジャパンおよび被告 Y1 において、カードを利用した旨の記載があるが、原告においては身に覚えがなかったところ、これに関する保有個人データの開示を請求したものである。

### 2.1.2 「開示の求め」の請求権性

「開示の求め」の請求権性について、原告は、「被告らに対し、個人情報保護法 25 条 1 項に基づく開示請求権、同法 31 条に基づく苦情処理請求権及び人格権に基づくこれらと同様の請求権を有する。」と主張し、被告らは、「個人情報保護法 25 条 1 項は、個人情報取扱業者の義務を規定するものであって、本人の開示請求権を規定したものではないから、本人に具体的情報開示請求権はない。個人情報保護法 31 条 1 項は、個人情報取扱事業者の努力義務を課した規定であって、本人に苦情処理請求権を認めたものではない。人格権の主張は争う。」としていた。

これに対し裁判所は、「個人情報保護法 25 条 1 項は、個人情報取扱事業者に対し、本人からの求めに応じて、保有個人データの開示を義務づける規定であるから、個人情報取扱事業者が当該義務を履行しない場合には、訴えを提起することによって開示を求めることも認めた規定と解される。」と判断した。

### 2.1.3 関連する論点についての判断

また、関連して、裁判所は、個人情報保護法 31 条 1 項の苦情処理に係る請求権については、「個人情報保護法 31 条 1 項は、個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないとの努力義務を定めているが、努力義務の内容が一義的でない上、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者に対する苦情の処理は、認定個人情報保護団体による苦情処理 (同法 42 条)、国による苦情処理のための措置 (同法 9 条)、地方

公共団体による苦情処理のあっせん等 (同法 13 条) の規定で対応することとされているから、本人に特定の苦情処理を求める裁判上の請求権まで付与した規定とは解されない。」として、具体的請求権性を否定し、人格権に基づく開示請求についても、「プライバシー権又は自己情報コントロール権などの人格権そのものによって、個人情報保護法上の開示請求等と同様の請求ができるとは解されない。」としてこれを否定した。

## 2.2 東京高判平成 27 年 5 月 20 日 (平成 26 年 (ホ) 第 5348 号) a

### 2.2.1 事案の概要

控訴人は、平成 12 年 4 月から被控訴人に勤務し、平成 24 年 6 月 22 日付けで被控訴人から懲戒解雇された者であるが、平成 25 年 10 月 14 日、被控訴人に対し個人情報保護法 25 条及び ISQ15001 に基づき、控訴人に関する保有個人データの開示を求めた。

本件は、控訴人が、上記求めに対する被控訴人の保有個人データの開示が不十分であつたと主張して、個人情報保護法 25 条 1 項等に基づき情報開示請求をした事案である。

原審は、個人情報保護法 25 条 1 項及び ISQ15001 は、本人に対し保有個人データの開示請求権を付与した規定ではなく、本人は、個人情報取扱事業者に対し、裁判手続によって保有個人データの開示を請求することはできないなどと説示して、控訴人の本件請求を棄去したところ、控訴人が、原判決を不服として本件控訴を提起したものである。

### 2.2.2 「開示の求め」の請求権性

裁判所は以下のとおり膨大な分量を割いて、「開示の求め」の請求権性を判断している。ただし、「上記結論を導き出すために不可欠な判断ではないが、本件訴訟の経過に鑑み、説示するもの」とされており、あくまで傍論である。

曰く、「法 25 条 1 項は、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を「求め」られたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない旨を定めている。

このように、法は、個人情報取扱事業者の開示義務を定めているものの、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 12 条及び 14 条並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 12 条及び 14 条が、「開示請求権」という見出しの下に「開示を請求することができる。」と定めた上で、「保有個人情報の開示義務」という見出しの下に「開示請求があつたときは、… 当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定めているのと異なり、法 25 条で「開示」という見出しの下に開示の「求め」に対する

a 当事者の通称から、「おーにっちゃん日立訴訟控訴審」と称される。訴訟資料は原告本人が開設するブログにおいて閲覧することができる。

個人情報取扱事業者の義務を規定する形式を採っており、他に開示請求権を定めた規定を設けておらず、同条1項も、文言上、本人の個人情報取扱事業者に対する保有個人データの開示請求権を規定していない。かえって、法は、個人情報取扱事業者に対し、①法25条1項による開示の求めを受け付ける方法を定めることができる権限（法29条）、及び、②法25条1項による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる権限（法30条）を、それぞれ付与し（①及び②を総称して、以下「個人情報取扱事業者の諸権限」という。）、さらに、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争解決の手段として、個人情報取扱事業者（法31条）及び認定個人情報保護団体による苦情の処理（法37条以下）並びに主務大臣による監督等（法32条等）をも規定している。主務大臣による監督等としては、個人情報取扱事業者が法25条1項等に違反した場合における当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令（法34条）、上記命令に違反した者に対する罰則（法56条）等があり、認定個人情報保護団体に対する必要な措置をとるべき旨の命令（法47条）、同命令に従わない場合における認定の取消し（法48条）等が規定されている。

これらの規定に鑑みると、法は、少なくとも第一次的には、保有個人データの取扱いに関する苦情を個人情報取扱事業者等による自主的な解決手段に委ね、それが期待できない場合には、主務大臣による監督等によって救済することを予定しているものといわざるを得ず、個人情報取扱事業者の義務とこれに関する上記のような公法的、行政法的規律のみを定めていて、文言上、本人に保有個人データの裁判上の開示請求権を与えたものであると解することが極めて困難であることは否定できない。

しかし、問題は、本人が、個人情報取扱事業者との間の紛争がこのような自主的な解決手段及び主務大臣による監督等によって解決されなかったとして訴訟手続による救済を求めた場合に、法は本人に保有個人データの開示請求権を認めていないとして、これを拒絶すべきか否かである。

確かに、上記のような法25条1項の文言等に鑑みると、法制的に甚だ不明瞭であるというほかないものの、以下の理由から、同項が本人の開示の「求め」を端緒とする公法上の義務を定めたにとどまるものであるとし、本人の開示の「求め」の背景に、裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権が存することを完全に否定することもまた、ためらわれるところである（証拠略）。

#### ア 法の目的及び基本理念

法は、「この法律は、…個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定し（法1条）、「個人情報は、個人の人格尊重の

理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」と規定する（法3条）。

このように、法は、公益等を含む「個人情報の有用性」に配慮しつつも、個人の権利利益の保護を最も重要な目的とし、個人の人格尊重を基本理念としているのであるから、法25条1項の解釈は、これらの法の目的及び基本理念に適ったものでなければならない。

#### イ 法25条1項の立法過程

まず、個人情報保護法制化専門委員会（同委員会は、高度情報通信社会推進本部決定「我が国における個人情報保護システムの確立について」（平成11年12月3日）に基づき、我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた法制的な観点からの専門的な検討を行うため、高度情報社会推進本部の下に開催されたものである。）が平成12年10月11日付けで公表した「個人情報保護基本法制に関する大綱」では、「苦情が当事者間で解決しない場合、一事案によっては、人権関係機関等や司法手続を利用できる場合もあると考えられる。」としている（証拠略）。同委員会における議論をみると、委員及び事務局の間で、訴訟手続における具体的な請求態様はともかく、少なくとも法25条1項が個人情報取扱事業者との間で裁判規範性を有することについては、あまり異論がなかつたものと認められる。そして、裁判上請求し得る請求権を履行請求権として構成するのか、損害賠償請求権として構成するのかという問題が提起された後、開示請求権を認めるという方向で、大きな異論なく議論が進んだが、まずは苦情処理の方法で争ってもらおうという形に持って行くために、苦情処理の方法等の具体化の作業をするようになったことがうかがわれる（証拠略）。

その後、法が成立した第156回国会において、細田博之国務大臣は、「政府案におきましても、開示…について明確に規定していることは、やはり個人のそれぞれの権利を明確にしているものであるということは言えると思います。」「あくまでも個人情報取扱事業者に対して苦情処理をいたしまして、それがどうしても駄目な場合は裁判手続に行くのであります。基本的に民事法において裁判で決めなければならないこととなります。」などと答弁しており、これらの答弁に関しては、質問者からも異論が述べられなかったことが認められる（衆議院・個人情報の保護に関する特別委員会の会議録第3号及び参議院・個人情報の保護に関する特別委員会の会議録第6号）。

以上の事実を総合すれば、少なくとも法案を提出した内閣その他の立法関係者としては、本人の開示の「求め」は、本人の権利であり、第一次的には、保有個人データの取扱いに関する苦情を個人情報取扱事業者等による自主的な解決手段に委ねるものの、それによって解決することができ

ない場合には、訴訟手続によって解決することを予定しており、このように、本人が保有個人データの取扱いに関する紛争を訴訟手続によって解決することを請求することができる背景ないし根拠として、法が成立することにより、本人が裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を有することになるものと考えていたとみることもできる。

#### ウ 法の施行後の状況

法7条1項に基づき策定された「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)の「7」に、「個人情報の利用・提供あるいは開示・不開示に関する本人の不平や不満は、訴訟等によるのではなく、事案の性質により、迅速性・経済性等の観点から、むしろ苦情処理の制度によって解決することが適当なものが多いと考えられる。法は、苦情処理による国民の権利利益の保護の実効を期すため、個人情報取扱事業者自身の取組により苦情を解決することを基本としつつ、認定個人情報保護団体、地方公共団体等が苦情の処理に関わる複層的な仕組みを採っている。」との記載がある(証拠略)が、この記載は、上記の事情をも考慮すれば、開示・不開示に関する本人の不平や不満を訴訟手続によって解決することがあることは当然の前提とした上で、苦情処理の制度は、迅速性・経済性等の観点から訴訟手続と共に設けられた複層的な解決手段として位置付けているものと解することができる。

#### エ 他の関連規定との関係

法は、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体による苦情の処理について強制力を伴う解決手段を認めていないため、これらの苦情処理の制度のみによっては、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争が最終的に解決される保障がない。また、法は、主務大臣による監督等について、実体及び手続の両面において謙抑的であり、主務大臣による権限行使についても厳格な要件を課しているため、主務大臣による監督等によっても、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争が最終的に解決される保障がない。そのため、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争が苦情処理の制度及び主務大臣による監督等によっても最終的に解決されない場合、本人の裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を否定すれば、法の目的である本人の権利利益の保護(法1条)を実現することができなくなる。

さらに、法は、個人情報取扱事業者の諸権限を規定しているが、これらは、開示・不開示に関する本人の不平や不満を解決するための基本的な仕組みである個人情報取扱事業者自身の取組によって解決する場合の権限規定であるから、これらの規定があるからといって、紛争解決のための複層的な仕組みの一つである訴訟手続による解決が否定されることにはならない。また、法が個人情報取扱事業者の諸権限を規定している以上、法は、本人が個人情報取扱事

業者が定めた受付方法(手数料の納付を含む。)を経ないまま裁判上の請求をすることは許容していないと解することもできるし、訴訟手続に要する時間及び費用を考慮すれば、本人が個人情報取扱事業者に対する開示の求めをしないまま直ちに訴訟を提起することは、實際上想定し難いから、本人に裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を認めたととしても、個人情報取扱事業者の諸権限に関する規定が無意味になるわけではない。

なお、法は、訴訟手続において本人の開示請求が認容された場合の執行方法を規定していないため、現実の執行段階において不明確な部分が生じる可能性も否定することはできないが、開示すべき保有個人データが特定されれば間接強制が可能であること、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律にも不開示決定の取消し及び開示決定の義務付けの判決がされた場合における執行方法の規定がないこととの対比を考慮すれば、このことも、本人に裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を否定する根拠として十分なものとはいえない。

オ 法25条1項が、他の個人情報に関する法令とは異なり、本人の裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を正面から規定せず、個人情報取扱事業者の義務を定める形式を採った趣旨

法は、第四章第一節において、個人情報データベース等を用いて大量の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者が、個人情報を適切に取り扱い、本人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報取扱事業者に対する種々の義務を規定しているところ、本人の開示の求めに関する法25条1項は、同節の中に規定されている。そうすると、本人の開示の求めは、個人情報取扱事業者の義務の履行の実効性を担保する手段の一つとして位置付けられており、そのために、法制上は、個人情報取扱事業者の義務を定める形式を採ったものと理解することが可能である。

また、上記イ及びウのとおり、本人の開示の求めをめぐる紛争は、訴訟手続ではなく、迅速性・経済性等の観点から、苦情処理の制度によって解決することが適当なものが多い上、主務大臣による監督等も設けられているために、訴訟手続による第一次的な紛争解決を想起させる「請求」という文言を用いることは適当でないとも考えられる。

さらに、本人と個人情報取扱事業者との間の紛争が法律上の争訟である限り、本人が法律上の争訟の解決手段として訴訟手続を利用することができることは、明文の規定を設けるまでもなく、当然のことでもある(裁判所法3条1項)。

法25条1項は、以上の観点から、本人の開示請求権を正面から規定せず、個人情報取扱事業者の義務を定める形式を採っているが、その義務は本人に対する義務であり、上記義務に対応する本人の権利として、本人に対し、裁判

規範性を有する保有個人データの開示請求権を付与していると解することもできる。

以上の事情を総合的に考慮すれば、法 25 条 1 項に規定する本人の開示の「求め」の法的な性質は、法制上の不明瞭さを考慮してもなお、裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権に基づくものと解することが不可能であるとまで断定することはできない。」

### 2.3 二つの裁判例の分析

以下では、東京地判平成 26 年 9 月 8 日（平成 26 年（ワ）第 4012 号）を「平成 26 年東京地判」、東京高判平成 27 年 5 月 20 日（平成 26 年（ネ）第 5348 号）を「平成 27 年東京高判」とし、「開示の求め」の請求権性についての判示を分析する。

まず、平成 26 年東京地判は、「個人情報保護法 25 条 1 項は、個人情報取扱事業者に対し、本人からの求めに応じて、保有個人データの開示を義務づける規定であるから、個人情報取扱事業者が当該義務を履行しない場合には、訴えを提起することによって開示を求めることも認められた規定と解される。」（傍線筆者。以下同じ）として、請求権性を肯定する理由を「本人からの求めに応じて、保有個人データの開示を義務づける規定であるから」としか述べていない。これは、単に条文の内容を繰り返しているだけであるが、義務履行を確保するためであるから、訴え提起も認められたものとする、とのシンプルな理由付けである。他方、「個人情報取扱事業者が当該義務を履行しない場合には」としており、（裁判外の）開示の求めについて、これに個人情報取扱事業者が対応しないことを前提としている。この点は条文解釈を超えるように思われるが、特段の理由は述べられていない。

平成 27 年東京高判は、極めて詳細に、開示の求めの請求権性について整理した上で、「裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権に基づくものと解することが不可能であるとまで断定することはできない」とする。「不可能であるとまで断定することはできない」のであるから、肯定説の一種であるが、いかにも歯切れは悪い。平成 27 年東京高判は、「問題は、本人が、個人情報取扱事業者との間の紛争がこのような自主的な解決手段及び主務大臣による監督等によって解決されなかったとして訴訟手続による救済を求めた場合に、法は本人に保有個人データの開示請求権を認めていないとして、これを拒絶すべきか否かである。」として、本人が、事前に個人情報取扱事業者との間で自主的な解決手段を採ったことを前提としている。もっとも、裁判外の開示の求めの前置を義務的とするかについては、「①法が個人情報取扱事業者の諸権限を規定している以上、法は、本人が個人情報取扱事業者が定めた受付方法（手数料の納付を含む。）を経ないまま裁判上の請求をすることは許容していないと解することもできるし、②訴訟手続に要す

る時間及び費用を考慮すれば、本人が個人情報取扱事業者に対する開示の求めをしないうまま直ちに訴訟を提起することは、実際上想定し難いから、本人に裁判規範性を有する保有個人データの開示請求権を認めたとしても、個人情報取扱事業者の諸権限に関する規定が無意味になるわけではない。」（丸数字筆者）とし、裁判外の開示の求めを義務的とする考え方（①）と、実際上は裁判外の開示の求めを行うことは想定し難いという判断（②）を、並列的に提示している。解すること「も」できる、とは、要件（しかも訴訟要件）があってもなくてもよい、という解釈論であり、いささか問題があることは否めないが、あくまでこの部分が個人情報取扱事業者の諸権限に関する規定が無意味になるのではないか、という批判への反論であることからすると、許容されようか。

さて、平成 26 年東京地判と、平成 27 年東京高判の論理をまとめると、以下のとおりとなる。まず、開示の求めの請求権性は認められる。平成 26 年東京地判は、改正個人情報保護法という事前請求を要件とする。その理由は特段述べられていない。他方、平成 27 年東京高判は、直接的に事前請求に触れた部分ではこれを要件としているとまではいえないが、「自主的な解決手段及び主務大臣による監督等によって解決されなかった」ことを前提としているのであり、事前請求の存在を前提として請求権性を肯定していることになって、結局、平成 26 年東京地判と同様である。

つまり、平成 26 年東京地判にせよ、平成 27 年東京高判にせよ、単に開示の求めの請求権性を肯定しているのではなく、事前請求を要求している。そこには、条文の文言解釈は現れてこない。

### 3. 改正個人情報保護法の解釈論への影響

平成 26 年東京地判、平成 27 年東京高判はいずれも判例集未登載裁判例であり、解釈論の主流にはなっていないが、事前請求を要件とした上での、開示の求めの請求権性を肯定する見解を採用しており、この流れからは、改正個人情報保護法は明らかに「明確化」である。

こう解すると、改正個人情報保護法には何らの問題もないように思われるが、保有個人データの利用目的の通知の求め（個人情報保護法 24 条 2 項、改正個人情報保護法 27 条 2 項）について請求権性を「明確化」しなかったことの説明が困難である。法は、保有個人データの利用目的の通知の求めについても明らかに開示の求め等とパラレルに扱っており、平成 26 年東京地判および平成 27 年東京高判を前提とすれば、保有個人データの利用目的の通知の求めについても事前請求を要件として、請求権性を肯定すべきということになる。しかしながら、改正個人情報保護法は保有個人データの利用目的の通知の求めについては請求権性の「明確化」をしなかったのであって、開示請求権等との

比較からは、保有個人データの利用目的の通知の求めについてのみ、事前請求は不要であるという改正を行ったと解されることとなる。結局、統一的な理解はなお困難である。

#### 4. おわりに

以上見てきたとおり、開示の求めの請求権性については、肯定説を貫いても、否定説を貫いても、改正個人情報保護法の規定は統一的に理解できない。立案担当者らの解説にもある通り、「本人の開示等の求めについては、裁判所に訴えを提起することができる請求権であるかどうかにつき疑義があった[2]ということを出発点とし、「明確化」の名のもとに、立法的な整理を行ったと解する他ないのである。権利を創設したといわないことになるが、強制執行も可能な（平成 27 年東京高判は間接強制を想定する）請求権性の付与について、理論的な根拠を欠くことになり、疑念が残る。

#### 参考文献

- [1]板倉陽一郎・寺田麻佑：情報処理学会研究報告，2015-EIP-67(2)，pp1-6(2015)。
- [2]日置巴美・板倉陽一郎：平成 27 年改正個人情報保護のしくみ，商事法務(2015)。